(3)　会員候補者選定委員会は、(4)に規定する選定方針に従って、会員の候補者を選定することとした。また、会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならないこと等とした。(第三〇条関係)

(4)　会議は、会員の任期の末日の六月前までに、当該任期を満了する会員の次の会員の候補者の選定及び当該次の会員の選任後三年以内に到来する会員の任期の末日までの間に行われる補欠の会員の候補者の選定に関する方針（以下この(4)において「選定方針」という。）を作成しなければならないこととした。また、選定方針の作成に関する決定は、総会の決議によらなければならないこと等とした。(第三一条関係)

(5)　総会は、会員が会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならないこととし、会員候補者選定委員会は、会員が会議の業務に関し著しく不適当な行為をしたと認めるときは、総会に対し、当該会員の解任を求めることができること等とした。また、会員の解任は、総会の決議により行うこととした。(第三二条関係)

(七)　役員等の責任及び義務

役員等の責任及び義務について所要の規定を設けることとした。(第三三条～第三五条関係)

(八)　会議の運営に関する重要事項の決定

この法律の他の規定により総会の決議によることとされているもののほか、総会の決議によらなければならない事項を定めること等とした。(第三六条関係)

3　業務

(一)　会議の業務

会議は、１の(一)の目的を達成するため、次に掲げる業務を行うこととした。(第三七条関係)

(1)　学術に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。

(2)　大学、研究機関、学会その他の学術に関係する者の間における連携の確保及び強化を図ること。

(3)　学術に関する国民の関心及び理解の増進その他の学術に関する研究を円滑に進めるための社会環境の整備を図ること。

(4)　学術に関する外国の団体及び国際団体との交流に関する業務を行うこと。

(5)　(1)から(4)までに掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(二)　諮問、勧告、協力の求め及び国際団体への加入について所要の規定を設けることとした。(第三八条～第四一条関係)

4　中期的な活動計画等

(一)　中期的な活動計画

会議は、六事業年度ごとに、内閣府令で定めるところにより、当該事業年度以後の六事業年度についての会議の業務の運営に関する計画（以下「中期的な活動計画」という。）を定めなければならないこととするとともに、中期的な活動計画を定めようとするときは、日本学術会議評価委員会の意見を聴かなければならないものとし、これを変更しようとするときも、同様とすることとした。また、中期的な活動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、その中期的な活動計画を公表しなければならないこと等とした。(第四二条関係)

(二)　年度計画

会議は、毎事業年度の開始前に、中期的な活動計画に基づき、内閣府令で定めるところにより、その事業年度の活動に関する計画を定めるとともに、公表しなければならないものとし、これを変更したときも、同様とすることとした。(第四三条関係)

(三)　各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

会議の行う各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等について所要の規定を設けることとした。(第四四条関係)

5　財務及び会計

会議の財務及び会計について所要の規定を設けることとした。(第四五条～第四八条関係)

6　雑則

(一)　報告及び検査

内閣総理大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会議に対し、その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、会議の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができること等とした。(第四九条関係)

(二)　違法行為等の是正

内閣総理大臣は、会議又はその役員、役員以外の会員若しくは職員が、不正の行為若しくはこの法律若しくは他の法令に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがあると認めるときは、会議に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができることとした。また、会議は、内閣総理大臣の求めがあったときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講じなければならないこととし、当該措置の内容を内閣総理大臣に報告するとともに、公表しなければならないこととした。(第五〇条関係)

(三)　日本学術会議評価委員会

(1)　内閣府に、日本学術会議評価委員会を置くこととした。(第五一条第一項関係)

(2)　日本学術会議評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどることとした。(第五一条第二項関係)

イ　自己点検評価書に記載された自己点検評価の方法及び結果について、調査審議し、及び会議に対し意見を述べること。

ロ　中期的な活動計画について、会議に対し意見を述べること。

(3)　日本学術会議評価委員会は、日本学術会議評価委員五人以上七人以内をもって組織し、日本学術会議評価委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であって、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用の状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、内閣総理大臣が任命すること等とした。(第五一条第三項～第七項関係)

(四)　独立行政法人通則法の規定の準用

会議について、役員及び職員に関する規定、財務及び会計に関する規定、人事管理に関する規定その他の独立行政法人通則法の規定を準用することとした。(第五二条関係)

7　罰則

罰則に関し所要の規定を設けることとした。(第五五条～第五八条関係)

8　附則

(一)　定年に関する特例

公布の日から施行する規定の施行の際現に日本学術会議法（昭和二三年法律第一二一号。以下この(一)及び(二)の(2)並びに(六)において「現行日学法」という。）第七条第一項に規定する日本学術会議会員（(五)において「現会員」という。）である者については、現行日学法第七条第六項の規定は、適用しないこととした。

(附則第二条関係)

(二)　会員予定者の指名等

(1)　内閣総理大臣は、(2)の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日（以下この(1)において「施行日」という。）に会員となるべき者（以下「会員予定者」という。）一二五人を指名し、会員予定者として指名された者は、施行日において、２の(二)の規定により会員に選任されたものとみなすこととした。(附則第三条関係)

(2)　現行日本学術会議（現行日学法に規定する日本学術会議をいう。）は、(3)の規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとすることとした。(附則第四条関係)

(3)　会員予定者の候補者の選定、候補者選考委員会、会員予定者の候補者の選考について所要の規定を設けることとした。(附則第五条～第七条関係)